

保育における指導と援助の関係

——子どもの権利の視点から——

浅田 明日香*

Guidance and support in a nursery education of relation:
Focusing on rights of the child

Asuka ASADA

キーワード：子どもの権利, 保育所, 指導, 援助

Child rights, A nursery school, Guidance, Support

I. 問題提起

児童福祉法改正（2016年）により、子どもの権利条約（以下条約とする）の精神にのっとりすべての子どもは「福祉を等しく保障される権利を有する」（第1条）と明記された。

子どもに関わる法律で条約が明文化されたのは画期的なことである。改正に伴い子どもの権利の視点から児童福祉を見直すよう迫られているといえよう。児童福祉施設の1つである保育所での教育を検討する際も、子どもの権利の視点は欠かせないだろう。

保育の目的は幼い子どもの養護と教育である。条約第28条（教育への権利）は締約国に「教育についての子どもの権利を認める」よう求めている。また条約第29条（教育の目的）は子どもを「最大限度まで発達させる」ことを教育として志向すべきとしている。これらは、子どもが教育を求める権利を有することの根拠となっている。

しかし、保育者が子どもを人間として尊重する実践が定着しているとはいえず（小田倉2008：332）、子ども

の権利に配慮した教育の実施は困難を抱えている。この問題を象徴的に表しているのが、1990年の保育所保育指針（以下90年指針とする）改訂に伴う混乱である。90年指針改定の背景には、受験戦争が激化する中で、早期教育の波が保育へも押し寄せたことと関連する。1965年作成の保育所保育指針の保育内容を示す6領域を小学校の教科のようにとらえ、一定の知識を教えるような行き過ぎた系統主義が横行しているという問題意識があった。歪んだ指導を是正しようと幼稚園教育要領（1989年改訂）に準じて、90年指針は児童中心主義へと舵を切った。しかし、90年指針では生活と遊びに関する項目での「指導」の文言を「援助」に置き換え（加藤1990：26）、指導そのものを否定する形をとった。「指導を控えるべき」というメッセージとして受け取った保育者の間に混乱が広がり（河崎1994：14、鈴木1998：46、小川2010：4）、改めて保育における指導とは何か問われることになった。行き過ぎた指導が抑圧の危険性を孕む一方で、環境を通じた援助は放任の危険性を孕んでいる。卜田（2002：65）によれば従来は2項対立的に議論されてきた系統主義と児童中心主義だが、近年では子どもの自発性と保育者の指導性を統一させていく方

* 愛知県立大学客員共同研究員

向を目指しているという。しかし、指導と援助が保育にどのように位置づくのか明確に示されたとは言い難い。

そこで本研究では、指導と援助の概念の関係を子どもの権利の視点から明らかにしたい。そのために90年指針以降に発表された指導と援助の概念を検討し、保育における指導と援助がどのようにとらえられてきたか分析する。

II. 1990年当時の指導と援助に関する諸見解

1. 90年指針作成に関わった保育所保育指針検討小委員会委員の見解

保育所保育指針検討小委員会委員長であった平井(1990:5)は90年指針の特徴について「保育者中心の保育を改めて、子ども中心の保育にしようという意図がはっきり示されたことであろう。子ども中心の保育とは、子どもの自発的な遊びを、保育者が援助する保育である」と援助を強調する。では、平井は指導と援助をどのようにとらえていたのだろうか。平井(1994:527)は指導とは保育者の頭で考えたことを保育者主導で子どもにやらせることとする一方で、援助とは自由遊びがさらに展開するように保育者が環境を整備することと説明する。加えて、援助に指導を含めて考えると、保育者主導が強まるため指導と援助を対立したものとしてとらえるべきだと主張する。このことから、子どもの視点に欠ける指導の排除が子ども中心の保育の軸であることがうかがえる。

しかし、「指導から援助へ」という方針転換は保育所保育指針検討小委員会(以下小委員会とする)のメンバーで合意されていたのだろうか。小委員会の副委員長であった高城(1990b:5)によると「保育のねらいが実現されるように指導することを今回も再確認している」とあり、平井と異なる主張をしていることがわかる。加えて、高城(1990a:7)は「『内容』は、『ねらい』を達成するために保育が子どもの状況に応じながら適切に指導し、子どもが体得していくことが望まれる事項である」と述べている。このことから、指導が90年指針の「ねらい」と「内容」を通して推奨されていることがわかる。

指導の文言を肯定的に使用しているのは高城だけではない。同委員の成田も(1990:10)「『ねらい』を達成するために、保育が援助し、子どもの身につくことが期待されるものであり、指導の内容である」と援助を指導に関連する概念としている。さらに同委員の石井(1990:9)も教え込むことを警戒しつつも、子どもの発達をふまえて「保育者が関与し誘導していく必要性」が生じると述べ、保育者の積極的な働きかけを肯定している。このような記述から、小委員会内で子ども中心の保育の軸を指導の排除とする合意形成があったか疑問に残る。

ところで、高城(高城1990b:2)は保育を「国連総会で採択された『児童の権利条約』にある『児童の生存(Survival)と発達(Development)を可能な限り最大限に確保する』ことへも通じるものである」と明確に条約に関連づけてとらえている。90年指針で初めて、「人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」と、人権の語が加わった。これについて高城(高城1990b:6)は、「今回、保育の目標中に人とかかわる力の育成を打ち出しているが、幼少時より人とかかわりを促し、人間愛、人格・人権を大切にすることを育てる」と人権尊重の重要性を指摘する。ただし、高城の主張は人権という価値を子どもが獲得する側面を強調しているにすぎず、積極的に子どもを権利行使の主体としてとらえる視点は見えにくい。1989年の条約成立以降も、乳幼児は権利行使能力に甚だ欠ける者とみなされる傾向が強かったが、国際的な乳幼児研究の発展によって乳幼児に対する認識が変化した(小田倉2008:324)。条約採択から約15年の年月を経て、国連・子どもの権利委員会の一般的見解第7号(2005)が乳幼児はすべての権利の保有者であると改めて確認することになる(Committee On The Rights of The Child = 2006:63)。したがって、90年指針作成当時は、保育における子どもの権利保障の土台となる乳幼児の権利観が未熟であり、乳幼児を権利の保有者とする認識は浅かったと思われる。しかし、保育所保育指針に子どもの権利の精神を取り入れようとした点は評価できる。次に、改訂された90年指針に対して当時どのような批判があったのか記す。

2. 90年指針に対する見解

宍戸（1990:49）は、90年指針を『『指導』排除の『援助』論』と批判する。宍戸は、指導には個別対応的側面と文化伝達の側面があり、援助だけでは文化伝達の側面が欠けており2つの側面の統一的な指導が保障されないとしている。90年指針批判を展開したのは宍戸だけではない。加藤（1990:28）は「指導という言葉の排除が保育者の積極的指導を否定する傾向の強化なら問題」と危惧し「援助は指導の一形態」（加藤1990:28）とする。条約の理念に照らせば、子どもは客体として指導を受ける対象だけではない。宍戸らの指導論には、子どもが権利保有者として積極的に指導を求める姿が想定されておらず、保育者の指導性と子どもの主体性の融合を理論的に解明できていない。

平井が指導と援助を対立する概念としたのに対して、宍戸らは援助が指導に内包される概念であるにとらえている。これらの主張はその後の保育学においてどのように受け継がれたのだろうか。次に、90年指針以降に出版された文献の指導と援助のとらえかたを検討したい。保育学の研究者による指導と援助の解説を分析するため、保育者や保育士養成校の学生を対象として出版されたテキストを主な分析対象とした。

Ⅲ. 保育における指導と援助

1. 指導と援助のとらえかた

保育関連文献における指導と援助のとらえかたを調査するために、国立国会図書館が管理する検索システムNDL-OPACを用いて検索を行った。検索条件としてタイトルに「保育」、キーワードに「指導」または「援助」が含まれるもの、資料種別「図書」とした。その結果、「指導」をキーワードとする文献は298件、「援助」をキーワードとする文献は124件であり、前者のほうが多かった。これらのうち、1990年以前に出版された文献、保育士試験対策を前面に出した文献、親を対象とした相談援助の文献などを除いた。さらに重複しているものを除いた結果、106件が残った。その中から指導と援助の

関係及び指導と援助のとらえかたについて記述のあった15文献を以下の通り表1に記す。

表1に示したように、指導と援助のとらえかたは文献によって異なる。これらの文献を指導重視と援助重視を軸に整理したのが図1である。Aは指導を重視する立場（以下A指導重視論とする）、Bは両者の統一を目指す立場（以下B統一論とする）、Cは援助を重視する立場（以下C援助重視論とする）である。A指導重視論は90年指針を指導軽視であると批判し、子どもの発達の視点から指導は不可欠としている。B統一論は両者の統一を目指し指導と援助を関連づけて論じている。C援助重視論は90年指針を踏襲する形で援助中心の保育を支持している。

A指導重視論は90年指針を批判している。その主旨は①90年指針は指導を軽視している（鈴木1998:46, 茂木2003:106, 杉山2009:126）、②90年指針の純粹無垢な子ども像は、社会的存在としての子どもを否定している（鈴木1998:72, 茂木2003:112）、③90年指針は環境を通しての保育を打ち出したが、環境を整えるだけでは子どもは活動しない（鈴木1998:48, 茂木2003:106）、④90年指針は文化伝達を軽視している（鈴木1998:47, 茂木2003:114, 杉山2009:129）の4点である。ただし、指導と援助の関係については明確に述べられていない。B統一論は「援助活動に指導面も含まれる」（中田2010:37）、「援助は（略）幼児へのかかわり（指導）をイメージすることを前提としている」（小川2010:21）など、指導と援助を関連づけて論じているが、指導と援助の定義が明確にされておらず、その関係も見えにくい。

C援助重視論は子どもの主体性の発揮を目的化する傾向（宮原1997:8, 山田2003:109, 高村2003:41）があるが、主体性について十分に説明されていない。たとえば、田中（2000:383）は「主体の観念に無批判であることは、教育を厳密に把握し的確に批判するうえで、障害となる」と指摘する。保育においても、主体という概念を批判的に検討し再構築する必要があるだろう。C援助重視論の中でも、指導を否定的にとらえる記述（宮原1997:8, 10, 118, 119）が目立つ宮原文献に着目して、C援助重視論の問題点について整理したい。

第1に90年指針改定により「保育者が主役としての主

表1 指導と援助のとらえかた

単著の著者または共著の執筆担当者(出版年)	指導と援助に関する記述	関連概念
1. 村内 (1991)	子どもの成長発達の実態に即して、適切な援助や指導をしていく p11 ※指導と援助を並列にとらえている	意欲 発達
2. 吉村 (1991)	「心細いけどやってみたいな」という気持ちを起こさせるのが指導であり、その方法(命令するのではなく、一緒に乗り越える)が援助 p12 ※両者の関係について触れ、援助を指導の方法として構造的にとらえている	主体性
3. 河崎 (1994)	ことばは「指導」でも「援助」でもよい、多様なかわりがありうる p16 ※指導と援助の関係に触れていない	発達
4. 小林・本吉・大場ほか (1994)	※論者の指導と援助のとらえかたが各自異なる	
5. 柴崎 (1997)	環境づくりと直接的な援助としてのかかわりを繰り返し(略)園の生活を楽しいものにしていく(はじめに) ※環境設定と援助を重視しているが指導にふれていない	子ども主体 子ども理解 環境づくり
6. 宮原・宮原 (1997)	保育は子どもの「活動」を支え、助ける、「援助」としておこなわなければならない p9 「指導としての保育」からは子どもと環境の「相互作用」を誘起し、接続し、活性化することができない p10 ※指導と援助それぞれについて述べている	応答的保育 共感 信頼 理解 行動の自発性
7. 鈴木 (1998)	保育者の指導を「援助者」の役割に限定した結果、子どもを放任する傾向を強めてしまいました p47 ※援助を指導の一部としてとらえている	子どもらしさ 共感関係
8. 高村 (2003)	幼児の心の動きをとらえ直し、その動きに応じて活動の意味を考え、環境の構成や援助のあり方を変化させていく p38 ※援助のみにふれている	信頼関係 内面理解 主体的な活動
9. 山田 (2003)	援助という行為が育つ子どもを主体としており、しかも援助関係において子どもだけでなく保育者側にも同様に育ちがある p109 ※援助のみにふれている	子ども主体 信頼関係 子ども理解
10. 茂木 (2003)	能力と人格の形成に向けて必要なことは必要なこととして、しっかり指導的にかかわっていくことこそが必要 p116 ※指導のみにふれている	文化 共感的理解 信頼関係
11. 請川 (2007)	(指導について)子どもの自己充実が非常に重要であり、保育者が「こうさせたい」ということが前面に出ているのではいけない p26 子どもへの援助は、どの程度与えるべきものなのかがいちばん難しいところである p27 ※指導と援助それぞれの課題について述べている	充実 動機
12. 杉山 (2009)	自由保育と指導を対立的にとらえるのではなく、子どもが主体性を発揮するためには指導が必要である p128 ※指導のみにふれている	主体性 自由 発達
13. 中田 (2010)	子どもの活動が、その子どもの育ちの方向性にそったものとして展開していくのを支えるのが援助活動であり、そのなかには指導面も当然含まれる p37 ※援助活動の中に指導が含まれるとしている	主体性
14. 小川 (2010)	保育における『指導』とは、原則的に『援助』でなければならない p5 ※指導を援助が内包する概念としてとらえている	幼児理解 主体性 意欲
15. 大豆生田 (2012)	「指導」の実際は「援助」や「支援」と同様、子どもに即して発達を支えるといった意味として用いられる p3 注 ※指導と援助を並列に並べている	発達 主体性 環境

※は筆者のコメントである

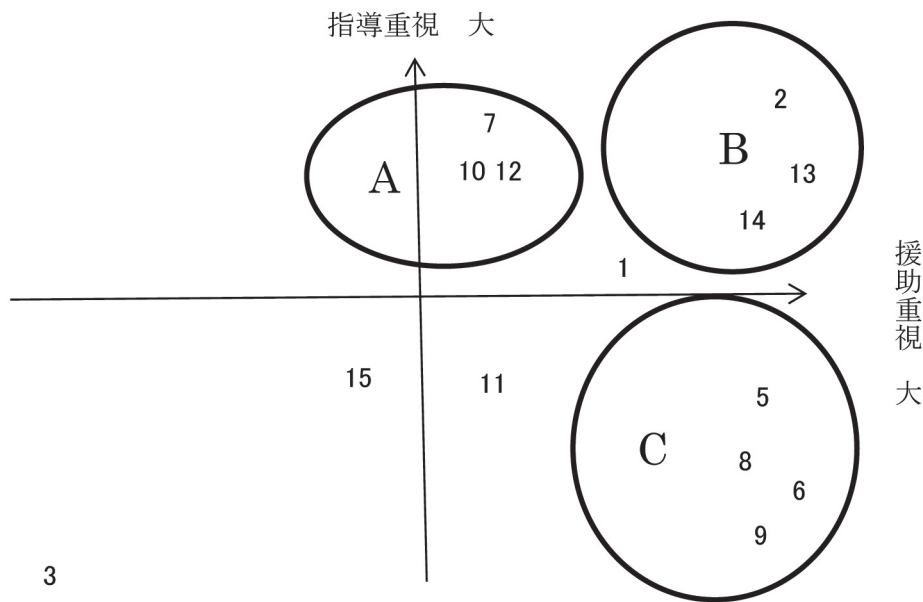


図1 指導重視文献と援助重視文献の分類

導的な保育から、保育者が脇役としての『援助としての保育』への転換が求められた」（宮原1997：8）という記述がある。確かに指導は他律化による自律化を促す行為であり、子どもの尊重と矛盾する側面がある。しかしながら、子どもにはおとなに関わってほしいという要求があり、行為主体である子どもを尊重することと子どもの行為になんら介入しないことは大きく異なる。保育者が脇役となるなら、子どもと保育者の関係性を弱めることにつながりかねず、放任となる危険性を孕んでいると考える。

第2に『『指導としての保育』は、保育者があらかじめ考えている方向に向かって保育が進行していきます。（略）その意味で、静的で、平板なのです」（宮原1997：119）という記述がある。しかしながら、保育者が子どもの発達を方向づけすることは教育の目的に適っている。条約第29条は教育の目的として、子どもの発達の他に4項目を掲げている。たとえば、子どもの父母、子どもの文化的同一性、言語及び価値観、子どもの居住国及び出身国の国民的価値観の尊重の育成がある。子どもは関係的な存在であり、孤立した主体はありえないことが見て取れる。おとなは支配的に子どもに働きかけ、子どもを抑圧する危うさはあるが、方向づけを避けることは援助とはいえないだろう。そこで個人を尊重しながら、

個人と周辺との関係を調整するという発想（大江2000：964）が重要となってくる。大江は個人と共同体の関係について次のように述べている。

本人の属する社会に基本的に規定され、その社会で身につけた属性を完全に超越することがほぼ不可能であるという意味において、人はまさに「社会的動物」である。複数の人間に共有される環境・条件を共同性という言葉と重ね合わせるならば、人間にとって共同性とは、まさに完全には乗り越えられないような条件なのだ。（大江2000：966）

子どもは国や親を選んで生まれてくることはできない。さらに、所属する国家や家族などが子どもの発達に大きく影響する存在となる。とりわけ教育は「主体形成を大前提」（田中2000：383）としてきた。他方で、教育によって子どもは自らにつながりのある文化を学び共同体の構成員として成長していくと考える。C援助重視論は共同体の構成員として生きる子どもを想定しているとは言い難い。A指導重視論が主張するように「自由を与えれば適切な選択をするわけではない」（杉山2009：127）のであり、社会的存在としての子どもを想定する必要があるだろう。以上のことから、C援助重視論は子

どもと保育者の関係性及び社会との関係性について問題を抱えているといえよう。

2. 指導と援助の関係

ここでは、指導と援助の関係について考察していく。まず、指導と援助の定義と、指導と援助においてそれぞれ重視している事柄について確認する。A指導重視論の茂木（2003：112）によれば指導とは保育者が子どもを一定の方向へ導き文化伝達を行う働きかけである。「おどけを理解しつつ、方向性を指し示す」（鈴木1998：71）とA指導重視論では、保育者の能動的な関わりを強調している。このことから、指導は保育者が子どもを導くという点を重視しているといえる。

次に、C援助重視論の高村（2003：38）によれば援助とは保育者が子どもの主体性を尊重しつつニーズに対応する働きかけである。さきほど述べたように「援助という行為が育つ子どもを主体」（山田2003：109）であるC援助重視論では、主体性の発揮を主眼としている。よって、援助では子どもの主体性が核になるといえるだろう。このように、指導は保育者の能動的な関わりを重視し、援助は子どもの主体性の発揮を重視している。

では、指導と援助をつなぐものは何であろうか。表1から子ども理解と信頼関係がA、B、C、に共通する概念として抽出できる。A指導重視論は「受容と共感的理解が本格的に成立していくにしたがって強烈的な指導ができる」（茂木2003：116）と、子ども理解に基づく信頼関係の形成が指導の前提条件であることを示唆している。B統一論は「幼児理解を前提とした指導が援助であり、幼児理解とかかわりの関係は、循環する関係になる」（小川2010：12-5）と子ども理解が関係性に影響を与え、指導・援助につながることを示唆している。また、C援助重視論は「子どもの行動に対して保育者が応答的にきちんと対応すれば保育者に対する『信頼』が生まれてくる」（宮原1997：14）と、信頼関係と子ども理解は密接であり、それらが援助の基盤となることを示唆している。

ここでは保育者の指導性に子どもの主体性をどう位置づけるかが、論点となると思われる。そのような指導と援助の議論は、条約成立をきっかけとして起こったものである。子どもの権利保障を行う上で保育者の指導は重

要な役割を果たすが、指導と子どもの主体性との衝突が問題視されてきた。そこで、指導と援助の基盤でもある信頼関係に焦点を当て、子どもと保育者の関係性を軸に適切な指導のあり方を検討したい。

まず、子どもの主体性をめぐる問題について重要なのは、子どもをどうあつかうかという点であると考えられる。大田（1993：199）は学校が子どもの発達の高を得る場所となるかどうかの分岐点として「学校の教育が子どもを認識主体（主人公）としてあつかうか、それとも詰めこみの対象として処遇するかにかかっている」と指摘する。C援助重視論が主体性を強調した背景には、保育を「権力が必要とする人材養成の手段として利用される」（大田1993：198）ことへの警戒があったのかもしれない。

子どもを認識主体としてあつかうためには、指導が押し付け・抑圧へと変貌しうる危険を避けなければならない。押し付け・抑圧への抵抗は、子どもの権利確立の歴史においても重要な意味を持つ。堀尾（1986：9）によれば「20世紀に入り、とりわけ第一次世界大戦後、国際的に発展した『新教育』の思想と運動は、子どもの国家と社会への統合を優先させる発想に対する、子どもの再発見と子どもの権利の視点からの批判の運動であった」という。国家権力という強大な力による押し付け・抑圧との闘いの中で子どもの権利論は鍛えられ、「拒否する権利」が登場する。新教育運動を先導者の一人であるH・ワロン（Wallon = 1963：12）は、「子どもの権利とはおとなではない子どもにはおとなと違った扱いが必要なこと、おとなは子どもに自分の感じ方や考え方や規律を押しつける権利をもっていないことを承認させる権利である」と言明している。つまり子どもの権利は、たとえ適切な指導であっても子どもには拒否する権利が認められるということを含んでいる。これによって、子どもが認識主体として指導を求め「教師という人間主体と、子どもという主体とのかかわり合い」（大田1993：199）を保障できると考える。

関係的権利の視点から子どもの権利の再構成を目指す大江（2004：122）は、「作られる自己と作り変える主体性との相互作用が関係性を構成する」とする。指導をめぐる関係性に拒否する権利を加え「作り変える主体性」を保障することは、適切な指導の実現可能性を高めうるかもしれない。このような指導と援助の構造を図2に表

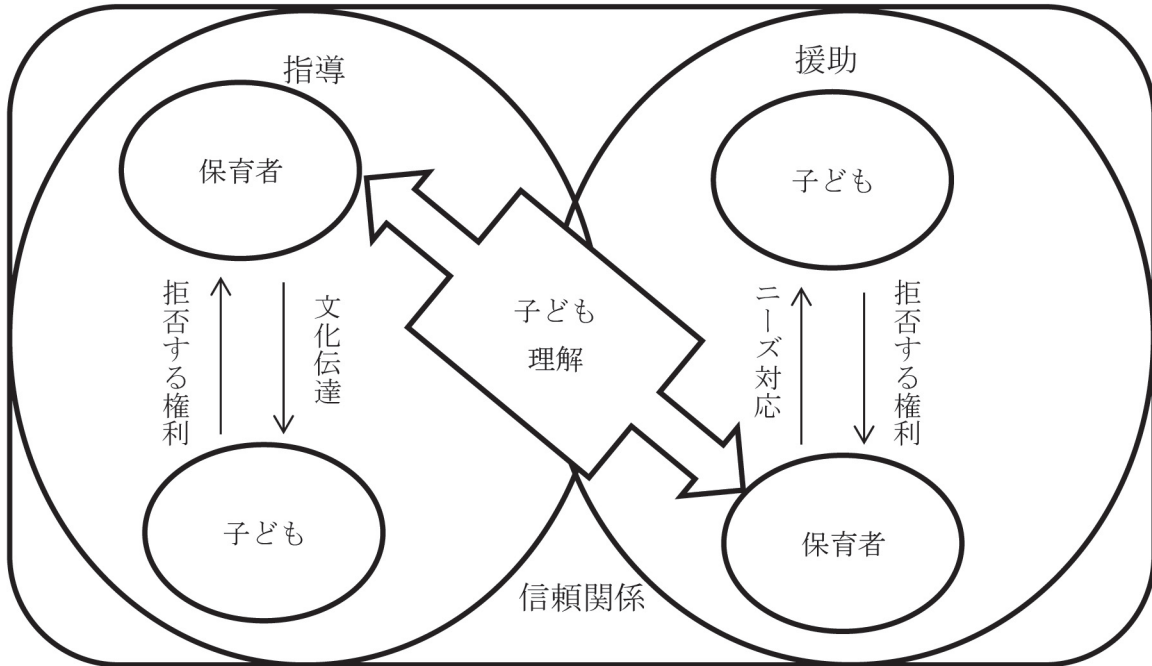


図2 指導と援助の構造

※保育者に求められる要素を□で囲った

した。

指導と援助のどちらも、子どもに求める権利・拒否する権利を保障することによって子どもの「作り変える主体性」を担保できる可能性がある。そして保育者が子どもからの反応を受けとめ、子ども理解を深めることで信頼関係の構築を助けることへとつながり、適切な指導と援助を行うことができると考える。なお、指導と援助は保育の営みの中で複雑に変化するものであり、完全に分けられるものではない。そのため図2の指導と援助には重なり合う部分が存在する。

IV. まとめ

90年指針では、「指導から援助へ」と保育者主導の保育から子ども主体の保育への大転換をはかった。しかし、90年指針ではその主旨が十分に理解されず保育現場では混乱が生じた。本研究では、子どもの権利の視点から指導と援助の関係を明らかにするために1990年以降の保育学における指導と援助のとらえかたを考察した。

指導と援助の関係について、対立的にとらえる主張と統一的にとらえる主張がみられた。これらの主張を指導

重視と援助重視を軸に整理した。指導を重視するA指導重視論、両者の統一を目指すB統一論、援助を重視するC援助重視論である。A指導重視論は90年指針を指導重視であると批判し、子どもの発達の視点から指導は不可欠としている。B統一論は両者の統一を目指し指導と援助の関連について触れているが関係についてくわしく論じていない。C援助重視論は90年指針を踏襲する形で援助中心の保育を支持している。本稿での考察を通して、教育において個人を尊重しながら個人と周辺の関係をいかにして調整するかという問題点が浮き彫りとなった。とりわけ、子どもの主体性が揺らいでいる現代において子どもと保育者の関係性構築は問題を抱えているといえよう。

考察の結果、指導と援助には子ども理解と信頼関係という共通基盤があることを見出した。H・ワロンのいう子どもの権利から、子どもが主体となって指導を求める権利・拒否する権利があると考えられる。どのような関わりを持つことで信頼関係を築けるのか明らかにするのは今後の課題である。

文 献

- Committee On The Rights of The Child (2005) *General Comment No. 7 Implementing child rights in early childhood*. (= 2006 望月彰・米田あかり・畑千鶴乃訳「国連・子どもの権利委員会による『一般的見解』第7号—乳幼児期の子どもの権利」『保育の研究』21号, 保育研究所, 62-98.)
- 平井信義 (1990) 「保育者主導から子ども中心の保育へ」保育所保育指針検討小委員「こう変わる新・保育所保育指針の実像ミニ解説」『現代保育』38 (3) 5-6.
- 平井信義 (1994) 『子ども中心保育のすべて』企画室.
- 堀尾輝久 (1986) 「子どもの権利再考」『ジュリスト』43, 6-12.
- 石井哲夫 (1990) 「発達全体の像がつかめるよう総論を入れる」保育所保育指針検討小委員会「こう変わる新・保育所保育指針の実像ミニ解説」『現代保育』38 (3), 8-9.
- 加藤繁美 (1990) 「新保育所保育指針をどうみるか?」『現代と保育』24, 20-31.
- 河崎道夫 (1994) 『あそびのひみつ—指導と理論の新展開—』ひとなる書房.
- 小林研介・本吉圓子・大場牧夫ほか『保育の「援助」って、なに?』世界文化社.
- 厚生省児童家庭局編 (1990) 『保育所保育指針』フレーベル館, 7.
- 宮原和子・宮原英種 (1997) 「なぜ『応答的保育』なのか」宮原和子・宮原英種編著『応答的保育を愉しむ—援助と実践—』ナカニシヤ出版, 8-16.
- 茂木俊彦 (2003) 『受容と指導の保育論』ひとなる書房.
- 村内哲二 (1991) 「指導の計画・方法・留意点」村内哲二編『保育内容 造形表現の指導』建帛社, 106-116.
- 長瀬美子 (2009) 「幼稚園教育要領—幼児教育は改訂でどう変わるのか」杉山隆一・長瀬美子編『保育指針改定と保育実践—子どもの最善の利益を考える』明石書店, 132-3.
- 中田カヨ子 (2010) 「保育の基本的なあり方」阿部明子・中田カヨ子編 (2010) 『保育における援助の方法』萌文書林, 33-7.
- 成田錠一 (1990) 「従来と定義の異なる項目もあるので要注意」保育所保育指針検討小委員会「こう変わる新・保育所保育指針の実像ミニ解説」『現代保育』38 (3), 10-1.
- 小田倉泉 (2008) 「乳幼児の『意見表明』と『最善の利益』保障に関する研究」『保育学研究』46 (2), 324-334.
- 小川博久 (2010) 『保育援助論 復刻版』萌文書林.
- 大江洋 (2000) 「関係性への権利 (1) 子どもの権利から権利の再構成へ」国家學會雑誌113 (11・12) 959-985.
- 大江洋 (2004) 『関係的権利論—子どもの権利から権利の再構成へ』勁草書房.
- 大豆生田啓友・渡辺英則・森上史朗 編 (2012) 『最新保育講座6 保育方法・指導法』ミネルヴァ書房.
- 大田亮 (1993) 『子育て・社会・文化』岩波書店.
- 柴崎正行編 (1997) 『環境づくりと援助の方法—保育実践から学ぶ—』ひかりのくに.
- 卜田真一郎 (2002) 「教育課程編成に必要な2つの視点とその実際」石垣恵美子・玉置哲淳・島田ミチコほか編著『新版幼児教育課程論入門』建帛社, 64-100.
- 宍戸健夫 (1990) 「改訂保育所保育指針をどうみるか」保育研究所編『どうみる新保育所保育指針』草土文化, 7-53.
- 杉山隆一 (2009) 「保育指針改定の背景と問題点」杉山隆一・長瀬美子編『保育指針改定と保育実践—子どもの最善の利益を考える』明石書店, 111-130.
- 鈴木牧夫 (1998) 『フォーラム21 子どもの権利条約と保育—子どもらしさを育むために—』新読書社.
- 社会保障審議会児童部会保育専門委員会 (2016) 「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」(http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/k_4/pdf/s2.pdf, 2017. 1.28)
- 高城義太郎 (1990a) 「養護と教育が一体となった保育」保育所保育指針検討小委員会「こう変わる新・保育所保育指針の実像ミニ解説」『現代保育』38 (3), 6-8.
- 高城義太郎 (1990b) 「21世紀を目指す保育所保育の創造—『保育指針』改定の方向と要点—」厚生福祉3871, 2-6.
- 高村慶子 (2003) 「保育内容と環境の構成」小田豊・神長美津子編『保育ライブラリ 指導計画法』北大路書房, 29-41.
- 田中智志 (2000) 「主体」教育思想史学会編『教育思想事典』勁草書房.
- 請川滋大 (2007) 「子どもの発達と保育のあり方」師岡章編『保育指導法—幼児のための保育・教育の方法』同文書院, 21-41.
- Wallon, H. (1932). *Culture générale et orientation professionnelle*. Pour Lère nouvelle81 (10). (= 1963, 竹内良知訳『ワロン・ピアジェ教育論』明治図書出版.) 10-32.
- 山田陽子 (2003) 「理解と保育の援助」森上史郎・浜口順子編『新・保育講座3 幼児理解と保育援助』ミネルヴァ書房, 93-117.
- 吉村真理子 (1991) 「乳幼児の保育とその指導・援助」森上史郎・吉村真理子編『保育講座4 保育方法指導法の研究』ミネルヴァ書房, 1-18.